

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
副原子力防災管理者	副原子力防災管理者に建設所長、次長（3号担当）を追加
消火活動	消火活動の記載に、平常時から自衛消防体制を整備することを明記
原子力防災組織	総務班の役割に、自衛消防隊による初期消火活動を追加
発電所敷地境界付近の放射線測定設備	モニタリングポスト - 7（EPO - 7）を移設したことによる設置場所の変更
集合・退避場所	3号機付近に退避場所を追加
緊急医療施設位置図	3号機緊急医療施設を追加
原子力防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機設備を追加 ・ 計測器等のうち熱ルミネセンス線量計を蛍光ガラス線量計に変更 ・ 昨年度、発電所に設置した、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を動力消防ポンプ設備として追加
派遣要員の職務と人員	北海道地域防災業務計画原子力防災編と整合を図るための修正
貸与する資機材	北海道地域防災業務計画原子力防災編と整合を図るための修正
通報様式	通報様式にS I単位を追加

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備および資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。